

日介支専協第 5-0139 号

令和 5 年 8 月 30 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

令和 5 年度「自殺予防週間」に対する協賛の協力及び 啓発活動等の推進への協力について（お願い）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
このたび令和 5 年度「自殺予防週間」に対する協賛の協力及び啓発活動等の推進
について、厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室より、協力・推進の依頼
がありました（添付資料）。

厚生労働省では、令和 5 年 9 月 10 日～16 日までの 1 週間を「自殺予防週間」と位
置づけ、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実
施するよう努めるものと規定されています。

当協会は、厚生労働省自殺対策推進室の取り組みに協力しています。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしくお願
いいたします。

記

○参考URL（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/index.html

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局長 山田剛
事務局 木村能子 担当：田鎖ゆうき・大塚朱莉
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp

参自発 0710 第 4 号
令和 5 年 7 月 10 日

関係団体 御中

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）

令和 5 年度「自殺予防週間」に対する協賛及び
啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）第 7 条第 2 項において、9 月 10 日から 9 月 16 日の 1 週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、同条第 3 項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）において、自殺予防週間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出し「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に長期休暇明け前後には 10 代の自殺リスクが高まることから、自殺予防週間に先駆けて長期休暇期間中から啓発活動を行っていくこととしています。

については、貴団体におかれても、自殺予防週間に向けて各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴管内の支部及び関係者の方々等に自殺予防週間に向けた取組を呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

記

1 広報ポスターの掲示及び広報動画の活用について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺予防週間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示のご協力をお願いいたします。

ポスターは、7月下旬を目途にお送りする予定ですが、夏季休暇の時期も考慮し、自殺予防週間を迎える前（8月中）から掲示いただくことが効果的と考えるので、準備が整い次第、早めに掲示いただくようお願い致します。

併せて、自殺予防週間に関する広報動画も作成しますので、SNS等での情報発信や貴会員等への周知につきましても協力をお願い致します。

2 自殺予防週間に実施する取組の登録について

貴団体が令和5年度「自殺予防週間」にあわせて実施する取組がありましたら、別添「登録様式」により7月18日（火）までにメールにて登録をお願いいたします。

なお、登録いただいた取組については今後実施する各種会議や記者発表等の場で取組事例一覧として配布するほか、厚生労働省ホームページ等での公開を予定しております。

<登録いただく際にご留意いただきたい点>

- (1) 自殺予防週間に向けて、貴団体が主体で実施される取組の登録をお願いいたします。（通年で実施されている取組については登録不要です。）
- (2) 複数の出先機関等が共同で実施される場合は、以下のようにまとめて記載をお願いいたします。

（記載例）

事業名 自殺予防週間における全国一斉相談会
概要 各地で様々な困りごとに対する無料相談会を実施
（実施箇所：全国47箇所の地方■■局）

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電話：03-5253-1111（内線2837）

担当者：宮本、椎野、若松、井上

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp